

平成30年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成30年3月9日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成30年3月9日（金曜日） 午後0時58分～午後3時45分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉
委 員	茂 木 隆		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

市民部長：佐川浩資	市民部次長兼市民課長：佐藤和久
環境交通安全課長：田口禎幸	消費生活センター所長：俵谷憲朗
総務部長：今野功成	議会事務局長：伊藤義之
総務課長：福原勝人	秘書課長：進藤博秀
総務部次長兼財政課長：舛谷祐幸	契約検査課長：今 久
税務課長：今野清一	総務部次長兼債権管理課長：齋藤恭一
総合防災課長：竹村由喜美	雪対策推進室長：伊藤直樹
会計管理者兼会計課長：伊藤雅裕	選挙管理委員会事務局長：生田目新永
監査委員事務局長：今 善雄	
神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：加藤博勝
南外支所長：佐藤正悦	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：煤賀義博	

---

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

---

## 審議案件

- 第 1 議案第13号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 第 2 議案第36号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号）【説明・質疑】
  - 第 3 議案第37号 平成29年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
  - 第 4 議案第42号 平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
  - 第 5 議案第45号 平成30年度大仙市一般会計予算 【説明・質疑】
  - 第 6 議案第46号 平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
  - 第 7 議案第47号 平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 8 議案第51号 平成30年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
  - 第 9 議案第36号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号）【討論・表決】
  - 第10 議案第45号 平成30年度大仙市一般会計予算【討論・表決】
  - 第11 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午後0時58分 開会

【開会】

○委員長（金谷道男） 定刻前ですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思ひます。開始時間を後で変更して、大変職員の皆さんには、申し訳ございませんでした。後半のスケジュールもありまして、そういうふうにさせていただきましたので、よろしくご理解お願いしたいと思ひます。

それでは。昨日に引き続き、総務民生常任委員会を開催いたします。

本日は、市民部の審査後に総務部と市民部の両部に係わる補正予算並びに当初予算についての討論及び採決を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願ひいたします。

---

【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） これより、市民部の審査を行います。

はじめに、当局より挨拶をお願いします。佐川市民部長。

○市民部長（佐川浩資） 委員の皆様には、今週月曜日からの本会議につきまして、昨日からの委員会、本当にお疲れ様でございます。委員の皆様には、市民部所管の事務事業の執行にあたりまして、日頃よりご指導賜り深く感謝申し上げたいと思ひます。

本日は、昨日の総務部に引き続きまして、市民部関係につきまして、ご審議をお願ひいたします。今次定例会に上程しております、市民部の案件につきましては、単行案としまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴う大仙市国民健康保険条例など関係条例の整理に関する条例制定の他、平成29年度一般会計、国保事業特別会計、太陽光発電事業特別会計の補正予算並びに平成30年度の一般会計当初予算と国保事業、後期高齢者医療並びに太陽光発電特別会計の当初予算となっております。この後、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は補正予算に加え、30年度の当初予算もありますので、内容が多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事項を中心をお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

---

### 【議案第13号】

○委員長（金谷道男） はじめに、議案第13号、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、説明に入ります前に、本日同席させております市民課の職員をご紹介します。市民班班長の三浦参事でございます。続きまして、保険班班長の佐々木主幹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第13号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

資料はNo.1の議案書になります。13ページから15ページになります。また、市民課資料1として、新旧対照表を配布させていただきましたのでご参考にしていただければと思います。

改正内容でございますが、時間の関係もございますので、改正条文については割愛させていただきます、改正要旨についてご説明させていただきます。本改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための措置として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、本市の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。第1条の大仙市国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険事業の運営は、都道府県が市町村とともに行うこととされ、市に置かれている国民健康保険運営協議会は、新たに市の国民健康保険事業の運営に関する事項、内容といたしましては、市町村が処理する保険給付、国保税の賦課徴収などの事務であります。これを審査する「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称を改めるなど、所要の規定を整理するものであります。

第2条の大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正は、第1条の大仙市国民健康保険条例の一部改正に伴い、名称を変更した「国民健康保険事業の運営に関する協議会」の委員に係わる所要の規定を整理するのであります。

第3条の大仙市後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、病院や施設に入院又は入所などしたことにより、当該病院又は、施設などの所在地に住所変更した場合であっても変更前の所在地に住所を有するとみなして被保険者とする、いわゆる住所地特例措置となっている国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療保険の被保険者となった場合も、引き続き適用されることに伴い、所要の規定整理及び文言整理を行うものでございます。施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上ご説明いたしました。宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） これで後期高齢医療に関する条例の変更もあるわけですが、この住所地の変更というか、住所地特例を規定するというふうなことで、被保険者、後期高齢者の保険料等に何か影響があるというふうなことは、ないのかどうか、その確認だけお願いします。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） この住所地特例措置について、少し説明させていただいてもよろしいでしょうか。この住所地特例措置ですけれども、国保制度では、かなり以前から実施しておりまして、一番、一般的なのが他の市町村の特別養護老人ホームに入所して、そこに住所を移した場合、この場合対象となります。例えて申しますと、大仙市の国保の被保険者が他市町村の特別養護老人ホームに入所して、そこに住所を移した場合でも、住所地特例措置の対象として、継続して大仙市の保険給付を行っております。これなぜ行っているかと申しますと、施設を多く抱える市町村の国保の負担が大きくなると、過大になるということが予想されますので、それを避けるために、従前の市町村が保険給付を行うということで、実施しているものでございます。これと同様に後期高齢者医療の場合も住所地特例措置がございしますが、保険者が秋田県の後期高齢医療連合でありますので、県外の施設等に入所した場合、住所地特例の対象となります。大仙市

では現在2名ほどしか、おりませんが、現行では大仙市国保の被保険者が他県の施設に入所して、そこに住所を移して、現在、住所地特例の対象となっている方が、75歳以上になって、後期高齢者医療の被保険者となった場合、今度は現在住んでいる県の広域連合の被保険者となりますので、現在の所在地の県の広域連合で保険給付を行っております。今回の改正は、この方は元々大仙市の国保の被保険者でありますので、国保から広域高齢の方に移っても引き続き大仙市の所管する秋田県の広域連合で保険給付を行うというふうに改めたものであります。この改正が主なものでありまして、自己負担の割合とか、高額療養費の負担区分につきましては、変更はないものでございます。ただし、保険料につきましては、都道府県ごとに、保険料率変わっておりますので、今度は秋田県の広域連合の保険料率で算定となります。あとは高額療養費の負担区分とか、自己負担割合につきましては、全国統一の制度でありますので、なんら変更はあるものではございません。以上でございます。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第36号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第36号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 議案第36号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）の内、市民課所管分について、ご説明いたします。資料No.3になります。補正予算書、3月補正②の21ページになります。

3款1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、3,598万5千円の減額補正であります。内容でございますが、確定により、国保税軽減額の相当分などを繰り出しする保険基盤安定繰出金を910万6千円、国保財政の安定化を図る財政安定化支援繰出金を1,490万9千円、それぞれ増額するものでございます。また、国民健康保険事業特別会計における保険給付費が、当初見込みより約1億4千万円の減額が見込まれることなどから、基準外繰出金を6千万円減額するものであります。

以上が、市民課所管の平成29年度大仙市一般会計補正予算の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、次に、田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 説明の前に、環境交通安全課の同席している職員を紹介いたします。環境班の稲田班長であります。廃棄物班の佐藤班長であります。同じく茂木主任であります。交通安全班の鈴木班長であります。

それでは、議案第36号、平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）の市民部環境交通安全課の所管事業に係る予算補正内容について、ご説明申し上げます。資料は、資料No.3の「平成29年度大仙市補正予算〔3月補正②〕」で、ページは22ページであります。

4款1項7目91事業、環境保全基金積立金25節（積立金）について、協和環境保全基金預金利子1万2千円を補正するものであります。

次に、10目11事業、墓地公園整備事業費については、当初予定していた旧管理棟跡地への東側駐車場整備が、旧管理棟の解体後に地盤が軟弱であることが判明し、暗渠整備など排水改良工事を行ったことに伴い、平成30年度に先送りされたことによる減額及び請負差額491万9千円を減額補正するものであります。

つづきまして、2項1目21事業、一般廃棄物最終処分場廃止事業費については、資料No.3-1平成29年度補正予算3月補正②（一般会計第14号）主な事業の説明書9ページに記載しておりますが、中仙一般廃棄物最終処分場閉鎖整備工事については、当初、現況地盤が廃棄物であるため、仮設道路を敷設して施工することとしておりましたが、施工性、走行性に支障がなかったため不用になったことによる減額及び請負差額3,742万2千円を減額補正するものであります。また、併せて資料No.3「平成29年度大仙市補正予算（予算に関する説明書付）〔3月補正②〕」5ページ



に記載のとおり平成30年度継続費分についても378万3千円を減額補正するものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） 質問つうよりも、この前も聞いたども、今の中さ交通安全、この前もちょっと聞いたったども、納得いかねくて申し訳ね、なんでこの今の説明の、交通安全課って、どういう事情、こさ環境交通安全課とその組み合わせが、そのここさくる意味、なんぼやっても俺理解できねくて、交通安全てば別だと思うども、なんぼ聞いてもちょっと、別さ移った方えぐねがと思う（聞き取り不可能）どういうことからこういふうになったもんだ。

○委員長（金谷道男） 課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 環境班あります。それと廃棄物班あります。この二つは関連があります。環境の方で、交通安全班がもう一つ班があります。交通安全班という班が、係というか、それをくっつけたものが、真ん中に点とが付ければいいような感じはするんですけども。環境と交通安全の係があるということなんです。

○委員長（金谷道男） 業務の組み合わせの問題だべから、これは市の業務執行体制のことだべから、他に。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 4,800万の予算で、3,700万の減額するんだけど、これ減額確定したの何時だ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 11月の10日付けで工事請負変更契約をしております。それに基づいたものであります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） 事業の大半、落ちる、恐らく7割近くが減額の線なんだから、これ12月議会に間に合えば、間に合う額だな、どれだけ精査したか知らねけども、3月でもいいんだども、11月の10日の日に減額が、契約結んだということは、減額なること分かっているんだったら、12月の定例会で減額しても良かったなという感触は私持っています。部長に聞きます。

○委員長（金谷道男） 佐川部長。

○市民部長（佐川浩資） 当然、事務的な予算の取りまとめの時期等もありまして、なおかつ、再変更ということも、もしかすれば、あるということも考えますと、最終確定した時点の3月がベストだなということで、今回の補正をお願いしたところでございます。

○委員長（金谷道男） いかがでしょうか。いいすな。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にまいります。

---

### 【議案第37号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第37号、「平成29年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第37号、平成29年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。資料No.3、補正予算書3月補正②の37ページをお開き願います。主な事業の説明書は、資料No.3-1の10ページでございます。

今回の補正でございますが、決算見込みによる一般被保険者の療養給付費の補正等ございまして、歳入歳出から、それぞれ3億9,440万8千円を減額し、補正後の予算総額を102億558万3千円とするものでございます。内容につきましては、事業説明書によりご説明いたします。4のアクトをご覧いただきたいと思っております。始めに、歳入の3款、国庫支出金は、3,030万2千円の減額補正であります。一般被保険者の療養給付費等の減に伴う、療養給付費負担金、普通調整交付金をそれぞれ減額するものでございます。

5款、前期高齢者交付金は、交付金の確定により4,153万4千円減額するものでございます。

次の6款、県支出金は、1,012万6千円の減額補正で、一般被保険者の保険給付費の減などに伴うものでございます。

7 款、共同事業交付金は 3 億 1, 3 0 4 万 1 千円の減額補正でございます。県内市町村間で調整され交付される、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の決算見込みによるものでございます。

8 款、財産収入は、財政調整基金積立金利子、3 万 3 千円の補正でございます。

9 款、繰入金は、9, 5 9 8 万 5 千円の減額補正であります。内容といたしましては、財政調整基金繰入金は、保険給付費が当初見込みより 1 億 4 千万円の減額が見込まれることなどから、6 千万円減額するものでございます。一般会計繰入金の内、国保税軽減相当分などを繰り入れする、保険基盤安定繰入金は、国保税軽減額の増により、9 1 0 万 6 千円の補正であります。尚、この繰入金の財源として、国から 2 5 2 万 7 千円、県から 4 3 0 万円が一般会計へ交付されるものでございます。残りの、2 2 7 万 9 千円は市の負担となりますが、地方交付税措置となるものでございます。財政安定化支援繰入金は、算定基準の改正などにより 1, 4 9 0 万 9 千円を増額するものでございます。これにつきましても地方交付税措置となるものでございます。基準外繰入金は、保険給付費が当初見込みより大きく減額となり、財政調整基金の繰入金を 6 千万円減額することが可能と見込まれることから、同額の 6 千万円を減額するものでございます。

1 0 款、繰越金は、前年度繰越金の未計上分、9, 6 5 4 万 7 千円の補正であります。

次に歳出でございます。2 款、保険給付費は、1 億 4 千万円の減額補正でございます。内容といたしましては、1 人当たり一般被保険者療養給付費及び高額療養費が、当初の見込みより低くなると見込まれることなどから、一般被保険者療養給付費を 1 億 1 千万円、高額療養費を 3 千万円、それぞれ減額するものでございます。

次の 3 款の後期高齢者支援金は、支援金の確定により、2, 5 5 2 万 6 千円の補正であります。

6 款、介護納付金は、これも納付金の確定により、4, 2 0 6 万 8 千円減額するものでございます。

7 款、共同事業拠出金は、1 億 8, 7 6 2 万 3 千円の減額補正であります。国保連合会における、保険財政共同安定化事業拠出金の決算見込みによるものでございます。

次の 1 0 款、諸支出金は、療養給付費負担金の前年度返還金の確定による 9 7 2 万 4 千円の補正でございます。

次の11款、基金積立金は、5,996万7千円の減額補正であります。財政調整基金の預金利子分3万3千円を増とし、基準外繰入金の減額分6千万円を減額するものでございます。

以上が平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第42号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第42号、「平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 平成29年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）に係る補正内容について、ご説明申し上げます。資料は、資料No.3の「平成29年度大仙市補正予算（予算に関する説明書付）〔3月補正②〕」で、ページは85ページから91ページであります。90ページをご覧ください。

4款1項2目、利子及び配当金の「地球温暖化基金預金利子」で、金額は2千円あります。

次に91ページをご覧ください。歳出の部3款1項1目11事業、地球温暖化対策基金積立金について、地球温暖化基金預金利子2千円を積立てるため補正するものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第45号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第45号、「平成30年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。

なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、市民課の所管する予算の説明をお願いします。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第45号、平成30年度大仙市一般会計予算の内、市民課所管分についてご説明いたします。主な事業の説明書（市民部）の3-2ページをお開き願います。

3款1項8目80事業、医療給付扶助費、当初予算計上額6億8,668万1千円でございます。4のアクトをご覧ください。この事業は、県補助対象事業のほか、市単独拡大分として、子どもの所得制限の緩和や指定難病医療等の医療費自己負担分の助成を継続し、対象者及びその家族の心身の健康保持や生活の安定、子育てしやすい環境づくりの推進を図るものでございます。対象区分の「乳幼児・小中学生」「ひとり親家庭の児童」「心身障がい（児）者」の対象者の計を12,810人と見込み、予算額は6億8,638万1千円計上しております。1人当たりの医療費は5万3,582円で、前年

度より約3,500円、率にして6.9%の増となる見込みとなっておりますが、対象者の減少により予算額では694万7千円の減となっております。特定疾患・小児慢性特定疾患は、前年度同額の30万円を計上しております。尚、県補助額であります。補助対象額6億1,648万7千円の50%、3億824万3千円を計上しております。

以上が市民課所管の平成30年度一般会計予算の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 市民課の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて市民課の質疑を終結いたします。

---

○委員長（金谷道男） 次に、環境交通安全課の所管する予算の説明をお願いします。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 平成30年度大仙市一般会計予算のうち、市民部・環境交通安全課が所管する事業の内容についてご説明申し上げます。事業毎の説明は、「平成30年度当初予算(案)主な事業の説明書市民部」及び「平成30年度当初予算概要 市民部」で行いますので、よろしくようお願いいたします。

始めに事業説明書3-1ページをご覧ください。3款1項1目13事業、防犯対策関係経費であります。予算額は451万3千円で、防犯指導隊員の報酬、旅費と防犯関係の啓発物品の購入費が、主たる経費となっております。30年度には、新たに防犯カメラを設置することとしております。なお、設置場所は大曲の浜町交差点を予定しております。

次に、事業説明書3-3ページをお願いいたします。4款1項7目20事業、上淀川エコ対策コミュニティセンター管理費であります。上淀川エコ対策コミュニティセンターは、平成14年12月に設置された施設で、平成18年度から地元の上淀川町内会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってきており、公共施設等総合管理計画に基づき、平成31年度に同町内会へ譲渡する予定となっております。譲渡にあたって、町内会より、およそ10年は使用できるよう修繕を行うことが条件として提示されていることから、30年度は市直営で管理し、あわせて改修工事等を行うものであり、屋根塗装、畳

の表替え、エアコン取り替えなどを予定しております。財源内訳のその他は、行政財産使用料7万円、公共施設修繕引当基金繰入金287万円であります。

次に、平成30年度より上下水道部下水道課及び上水道課から移管となる事業の説明をいたします。A4横の30年度当初予算概要市民部の7ページをご覧ください。

はじめに、下水道課から移管となる事業であります。No.13、4款1項7目15事業、合併処理浄化槽事務費1万2千円は、旅費及び使用料であります。No.15、50事業、環境衛生費負担金の内6万2千円は、秋田県合併処理浄化槽普及促進協議会会費及び負担金であります。No.17、61事業、浄化槽設置整備事業費補助金は、個人の合併浄化槽設置経費に対して交付する補助金6,908万4千円であります。後で事業説明書で内容を説明させていただきます。No.18、63事業、水洗便所等改造資金利子補給金3万円は、大仙市水洗便所改造資金融資あっせん要綱に基づき、個人の水洗便所改造資金の融資をあっせんし、その利子分を交付する補助金であります。この、利子補給金につきましては、下水道または、農業集落排水の計画区域内にある住宅の所有者を対象としております。以上、4事業が下水道課から新たに移管される事業の概要であります。

9ページをご覧ください。次に、上水道課から移管となる事業であります。No.35、4款3項1目11事業、簡易水道水質検査経費は、大曲、中仙、仙北及び太田地域の非公営簡易水道、小規模水道組合あわせて60組合が実施する一般細菌、大腸菌群等の水質検査経費を助成し、適正な水質管理及び経営安定のため支援することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るものであります。No.36、4款3項1目20事業、共同飲用水道施設整備費補助金は、公営水道及び非公営水道の給水区域外で、給水人口30人未満の2戸以上で構成される共同飲料水道施設の新設、及び改良工事に対して、補助金を交付するものであり、新設1件分、100万円であります。特定財源の31万8千円は、県からの小規模水道事業関係移譲事務交付金であります。No.37、4款3項1目60事業、簡易水道等施設整備費補助金は、非公営の簡易水道組合及び小規模水道組合が実施する新設・改良工事に対し、補助金を交付するものであり、前年同額の150万円を計上しております。以上、3事業が上水道課から新たに移管される事業の概要であります。

次に、主な事業の説明書3-4ページをお願いいたします。4款1項7目61事業、浄化槽設置整備事業費補助金については、先ほど、30年度に下水道課から新たに移管される事業として、当初予算概要で触れた事業ではありますが、あらためて事業の詳細を

ご説明いたします。浄化槽設置整備事業費補助金は、予算額6,908万4千円、設置予定基数130基で、昨年度と比較して30基減の1,803万6千円の減となっております。特定財源は、浄化槽設置整備事業費補助金で国、県同額のそれぞれ1,723万9千円であります。目的と目標は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外において、公衆衛生の向上及び良好な生活環境の確保を図り、併せて公共水域の水質保全に資するため、補助金を交付することにより、短期間で着実な整備を図ることができる合併処理浄化槽の整備を促進することを目的としております。平成30年度の事業の概要としまして、5人槽64基、7人槽65基、10人槽1基で計130基を予定しております。29年度に対しまして30基の減となっております。補助額につきましては、国の基準額に対して、国、県、市がそれぞれ3分の1を負担して、平成26年度からは市内業者が施工した場合に限り、市負担分と同額を嵩上げしております。

次に、事業説明書3-5ページをお願いします。4款1項8目24事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費であります。本事業は、二酸化炭素の排出抑制に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入により、市所有施設からの二酸化炭素排出量を大幅に削減し、政府の地球温暖化対策に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、低炭素社会の実現に資することを目的としております。平成29年度は二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（第1号事業）により、市の公共施設の中から、稼働率が高く、CO<sub>2</sub>排出量の多い施設、設備更新によりCO<sub>2</sub>排出量の削減を図れる可能性の高い施設を選定し、省エネ診断及び設備導入と運用改善を組み合わせた省エネモデル導入にむけた調査検討を実施しております。カーボン・マネジメント強化事業には、今年度活用した調査事業等に係る費用を補助する第1号事業と高効率省エネ設備の導入費用を補助する第2号事業があり、平成30年度は、この第2号事業を活用し、4アクトに示しているとおり、中仙庁舎等7施設の実施設設計と、そのうち4施設の工事を行い、二酸化炭素排出を抑制する体制の整備・強化を推進してまいります。なお、残り3施設の工事については31年度を予定しております。財源内訳のその他は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金1億4,876万4千円、太陽光発電事業特別会計繰入金98万1千円となっております。

次に、事業説明書3-6ページをお願いいたします。4款1項8目25事業、快適居住環境整備事業費であります。本事業は、平成29年度から農林部農林整備課より一部事業を移管しております。事業内容としましては、農業振興地域除外地における排水路



の改良事業であり、農業用排水路等の農業生産基盤が宅地化により、本来の機能を失った結果、生活雑排水等の排水により引き起こされる悪臭などの問題に対し、周辺的生活環境を改善するため、排水路の整備を行う事業であります。平成30年度は、大曲地域若竹町、延長92m、138万3千円、太田地域中里地区、延長155m、220万4千円の整備、改良工事を行うこととしております。

次に、事業説明書3-7ページをお願いいたします。4款1項10目11事業、墓地公園整備事業費であります。予算額は、1,425万6千円であり、大曲墓園については、旧中央斎場跡地を活用しながら、需要の推移にあわせて墓地区画を段階的に増設するものであります。また、墓参りに訪れた方々がくつろげ、安らぎのある空間を目指し、駐車場の整備や休憩所と公衆トイレの設置及び園路の拡幅など一体的な整備を行うものであります。整備は28年度から3カ年計画で行っており、28年度には、跡地整備と併せて、墓地区画の増設（規制48区画、自由墓地36区画）、西側トイレ・休憩スペース設置、駐車場整備を、29年度には、管理棟改築工事、北側駐車場整備、園路新設工事を行っております。平成30年度には、中央園路拡幅、北側園路拡幅及び東側駐車場整備工事を行う予定であります。なお、30年度に整備を予定していた規制墓地区画の増設については、平成28年度に増設した区画に規制墓地48区画、自由墓地36区画に、まだ空きがあることから、実施を見送り、平成31年度以降、需要に合わせて増設の検討をしております。平成30年2月末現在でありますけれども、規制18区画、自由13区画の空きがある状態であります。資料3-8ページに、墓園の整備計画図面を載せております。特定財源は、その他の墓地公園永代使用料1,087万円、墓地管理手数料等164万6千円、墓園名義変更等手数料7千円であります。

事業説明書3-9ページをお願いいたします。4款2項1目12事業、廃棄物処理管理経費であります。市内7箇所的一般廃棄物最終処分場の維持管理経費であります。現在、埋立が終了し休止状態にありますが、廃止までの間は法律等の規定に基づき適正に維持管理していく必要があり、そのための各処分場の水質検査手数料のほか、水処理施設のある大曲、中仙の施設管理委託料であります。なお、大曲処分場の水処理を行う回転円板装置のフレーム支持部に経年劣化による腐食が確認されたことから、付け替え工事を行うこととしております。

事業説明書3-10ページをお願いします。4款2項1目14事業、廃棄物減量化対策費であります。予算額は、3,878万5千円であります。市のごみ排出量につきま

しては、平成20年度の家庭ごみ有料化導入後、減少傾向となり、平成23年度に一旦増加傾向に転じたものの、各種取り組みにより再び減少することができ、平成28年度においては、前年度比で680tの減となっております。平成29年度のごみ排出量につきましては、昨年7月と8月の水害による大量の災害廃棄物の発生もあり、前年度比での増加は避けられない状況ではありますが、引き続き、ごみの分別や各種啓発事業に取り組むことにより廃棄物の減量化に努めてまいります。

事業説明書3-11ページをお願いします。4款2項1目21事業、一般廃棄物最終処分場廃止事業費であります。予算額は、4,825万4千円であります。市内7箇所的一般廃棄物最終処分場の廃止に向けては、26年度に作成した「一般廃棄物最終処分場廃止事業計画」に基づき、28年度においては、先行廃止することとしている中仙、大曲及び北檜岡の3箇所の処分場の測量調査業務を行い、閉鎖整備計画を策定し、29年度に中仙処分場の閉鎖整備工事に着手しており、30年度には大曲処分場の閉鎖整備工事に着手することとしております。閉鎖整備工事終了後は、最低2年間の水質、地温、ガス等のモニタリングを行い、基準を満たしていることが確認できたうえで、県に廃止届を提出し、確認書の交付を受けた段階で廃止することができるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） ちょっと、今の環境課の方の質問に入る前にですね、一つ委員長にお願いがあります。市民課の方の説明、まず大きい部分で、一個だけ説明を受けたんですけど、あっちこっちと見ているうちに、事前に調べて質問したい項目があったんですが、なんか一つ説明受けると、それで終わったかのような感じがして、ちょっと抜かしてしまいましたが、その辺取り計らっていただけるよう、もしよろしかったらお願いしたいということ。

○委員長（金谷道男） 環境の方、終わってからの方、いいすべ。なんただしか。質問をしないでしまったので、やらしてくださいということです。いいすべ、当初予算だから、ちゃんとやった方がいい。まず、とりあえず環境交通安全課の方、終わってから市民課の方さ、あるということ。

- 委員（佐藤文子） いろいろ上下水道部の方から移管される事務事業、非常に取扱金額の大きい、そういう事業が多いわけですがけれども、環境交通安全課の方の体制で、所謂、班とかんなんとか、いろいろ人数的なものでも、これの対処、体制的に30年度はこれまでと変わるところがあるのかどうか。
- 委員長（金谷道男） 田口課長。
- 環境交通安全課長（田口禎幸） 班体制について、増えるか現状のままかはどうかは今の段階では分かりませんが、人数的には、総務課の方から1名から2名の増員の予定だとは、こちらからの要望も併せて言っておいております。
- 委員長（金谷道男） いいすか。はい。
- 委員（佐藤文子） 十分な対応が取れるだけの体制であれば良いので、ありますけれども、そう思って聞きました。
- 委員長（金谷道男） はい、佐藤隆盛委員。
- 委員（佐藤隆盛） 事業説明書の3-6だけでも、快適居住環境整備事業についてだけでも、いいすか、これ大曲地区と太田地区、2箇所わかるんだけど、この先も要望というか、されたことずっとあるしか。まずそれ一つ。
- 委員長（金谷道男） 田口課長。
- 環境交通安全課長（田口禎幸） この二つで終わったわけではなくて、まだ要望されている箇所がまだ数カ所あります。地区毎にもありますし、大曲地区にもありますので、順次その優先順位の高いものとか、その要望された時期が、時期的に順番のようにして、その予算もありますので、その辺を勘案して順次、整備していく予定ではあります。
- 委員（佐藤隆盛） これは、そうすれば大曲地区どか、92mは全額だしべ。工事なんも関係ねぐ。
- 環境交通安全課長（田口禎幸） 路線については、全部です。
- 委員（佐藤隆盛） 全額。これは92mで一区画終わり、その先もまたということになってるんだしな。そうことなんしかそれ。
- 委員長（金谷道男） 田口課長。
- 環境交通安全課長（田口禎幸） この地域全体を1箇所として見ています。これが総延長ということに理解していただければと思います。

○委員（佐藤隆盛） 実はしよ、結構これ、個人的にも、いろいろ言われるときあるんだよね、例えば、今その2, 3箇所あるというのそれは、誰か、市民からどか、誰からか要望来てなもんだか。どういう感じなもんだしべ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 基本的のは、個人のところはやらないと、少しかたまっている、屋屋がかたまっているところで、しかもこの環境の方の事業としては、土地改良区だとか、そういうところが入ってなくて、本当に昔は農地だったんですけども、今、都市化に近づいて住宅化されているところで、土地改良区等が入っておらないというか、うやむやになっているというか、そういうところを、こちらの方で市単独事業としてやっているわけで、それ以外のところについては、農林の方の担当課の方で、補助金を使ってやったり、土地改良区の方をお願いしたりというふうになっております。

○委員長（金谷道男） 佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） その関連してだども、例えば、側溝なってても、詰まったりせば、（聞き取り不可能）あるがもしれねども、手かけねばだめだなというところあった場合も、それも環境の方さ整備というか、やってける、なんでかで作るばりでねぐ、整備してけるもんだ、整備というか、早く言えば、人出て上げてけるかということ、工事代ではできねつう感じだども。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 個人というか、側溝については、またそれも、道路河川課だとか、そういう諸々の状況によってあるんですけども、基本的には、町内会だとか、そういうところをお願いしているんですけども、大きくてとても人の手ではやれないようなところだとか、そういうところについては、環境交通安全課の方で対応しているという現状のところであります。

○委員長（金谷道男） いいすか。佐藤委員。はい、本間委員。

○委員（本間委員） 今の問題と関連します。農村整備課から事業の一部引き継いだという形だと思うんだけど、すべてがこの快適居住環境整備、農林整備課の方と並行しているところあるしか。さっきの説明では、農林から一部を引き継いだというような発言であったような、私は聞いたけれども、せば、この事業というのは、農村整備課と市民課と両方やっているのだからという意味だ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 同じような整備でも、先ほど言いましたけれども、土地改良区だとか、そういう農の方の機能が強いとか、そちらの方の性質のものは、農林の方でやりまして、全然その土地改良区だとか、そういうのが分からなくなったとか、そういう場合にうちの方で引き受けたという、一部引き受けたのが、そのところであります。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） かねてやりにくくねんでねがで、私に言わせればよ、これ改良区もねぐ、へたすれば字界区の境のあたりが非常に多いんだしよ、旧仙北と大曲とか、西仙と協和の境だとか、非常にそういう字界区の近いところが、こういう整備事業で出てくる箇所なんだしよ、改良区はおら方関係ねど、市役所さ持って行けど、市役所持っていったば、これとてもできねどか、かならず振り回される事業なんだしよ、これこんだ市民課と農村整備課と二つなった場合、こんだおれ方でね、おめ方だなんてことねがという意味だ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） その部分についても、不透明なところあるんですけども、やはりこの来られた場合は、現地調査に環境交通安全課とそれから農林整備課の方と二つ、あとは道路河川と一緒に現地に行って、どこの事業だろうというのを諮って、それで事業を持っています。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） これよ、私も関係した一人として、非常にこれやりにくいんだしな、これ支所長方にも立ち会わないかぎり、絶対できねこれな、はっきり言って、市民課だけでねぐ、環境云々だとか、農村整備課でねなこれ、支所長が一番頭痛くしている問題なこれ、だからこれあの課長曰くは、道路河川課だとか云々でてくるんだけども、これ非常にやりにくい工事なのよ、してよ358万円の予算のぶんどり合戦なみたいなもんで、はっきり言えば、支所さ行けば50万円ぐれなんてば、U字溝3本くれしか、はいらねしよ、支所長方、みんな頭痛くしてるこれ、だから、これ来年度はよ、千万単位にしねこったこれ、支所からもっともっと上げてこねばよ、支所長方が頭痛くしてるこれ、だからやっぱり財政課との協議あるべども、しかだねってばしかだねども、いずれにしてよ、同じ事業2課に渡って、へたすれば道路河川課と3課だ、支所の市民課と農村建設課とごちゃごちゃならねがというんだこれ、だとすれば、一番困るのは、支所長方な

んだこれ、どこの旧町村だって皆持っているはずだ、50mの30mでなんとかせとか、曲がりくねったとこ真っ直ぐにせとか、そこやっぱり横の連携とらないと、事業の費用対効果考えると358万たら、8市町村でいったらなんぼなるこれ、50万円ならねべた、これ横の連携取りながら課長、そこら辺は良く連携してほしいなというような、本音です。支所長方なんただしか。その通りでねしか。だと思っしよ俺。

○委員（佐藤隆盛） それに関連してっども、通常まず俺方なんてばぶじょほだども、百姓して水 flowing しているども、結局はその事業、農振除外地域であって、改良区の方では、今のあの保全事業もだし、その中で、今このもの見たときに、これで行ってもいいのかなど、導水路な、今、本間議員も言ったけども、そこら辺で、よくわからねってばおかしども、こういうのあった、今さらこういうこと言っごめんだども、さきたの説明の中でも、そういったけし、なんとだべかなと思っただけども、せば、なんとせばいいと。

○委員長（金谷道男） 大体、議論が個別の話になっていくようなので、基本的な今、課長が言ったような流れを周知しておいてもらって、やっぱり本間委員でねども、支所長達のもしかすれば、出番だし、うでだかもしれないので、予算の在り方として、そういうふうにしてほしいという要望しないと、これ終わらないので。

○委員（本間輝男） 委員長、これ9月補正上げるといっ意気込みで、出していただきたい。

○委員長（金谷道男） という。

○委員（本間輝男） これ、まるっこひとつ違っこれ。

○委員長（金谷道男） そこら辺も含めて、今出ている予算の中の今日は議論だと思っので、この後の方向性といっことで、今の地域ではそういうもの沢山あるようなので、そこ良く整理して、良い事業だから、これやっていってけれよといっ意味合いも、今の両者の意見なようなので、ここら辺で、引き取らねば次さ進んでいっかないので、いっすな。そういうことだ。だってこれ良いとか悪いとかなるんだども。そういう流れでいってけれっといっことでなんとだ。別件もしいければ。

○委員（本間輝男） 墓地公園の整備事業費についてよ、ちよっとお聞きします。墓地公園余るようになったしべ、はっきり言って、売れなくなってきたしべ、はっきり言って、これ墓地公園事業といっのはもう、前から私言っているんだけれど、そろそろ限界だこれ、ある程度民間に任せるものは民間、市役所でやるものは市役所といっ、これ振り分ける時代が来たからよ、墓地公園なんて、こういう事業費はよ、どっかで見通しつけ

れば、やっぱりお寺さんにお任せするなりしていく時代来たんでねしかこれ、これは予算としては認めるつもりでいるんだけど、実際、1,700万も減額するくれば、あんでねども、来年度については、協議するというようなことだから、そこら辺はやっぱり上の人方と協議してみて、30年度予算そのものは良いとしても、31年度に関してちょっと考えた方がいいねしか。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 先ほども説明したんですけれども、この事業3年間の事業でありまして、30年度で終わると、増設については、先ほど議員からもご指摘のあったとおり、売れなくなってきているという現状にあるので、この後、急激に足りなくなったとかという場合には、検討して行くという方向性で進めていきたいと考えております。

○委員長（金谷道男） 本間委員。

○委員（本間輝男） あと終わります。一般廃棄物最終処分場に関して私も質問しましたが、これも、これ廃止計画に関して、県との協議はどの程度進んでいるのか。というのは、廃止は県の指導受けねえことだし、それに関して県との協議というのは、十分にしているという意味だけか。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 議員おっしゃるとおりに、廃止に向けて、事業を進める上で、その前段階でも県との協議は十分にしております。

○委員長（金谷道男） 他にございませんか。高橋副委員長。

○副委員長（高橋徳久） 3-1の防犯対策関係のことでちょっとお伺いいたします。今までその防犯の死角ということで、これ見ますと駅前の地下道にカメラがあるというふうなことは、噂で聞いていたのが、こう書面で出てきたので、あるんだなというのがはっきり分かりましたが、その30年度の予算の中で浜町の交差点に作ると、設置するという、具体的な場所が予定として書かれております。これはなんでそこなのかというのが、一点と主に交通関係の防犯で、浜町の交差点なのかと、勝手に想像したんですが、いずれ今そのよくマスコミなんかでも、テレビなんかでも見ますと防犯カメラの映像とかで車両が通行するというふうなものも出てますので、そういった意味で浜町さんなのかと思ったんですが、そうなのかという確認が一点と、それからその今後とも防犯カメ

ラというのは今後毎年あっちこっちいろんな箇所に設置していく、そういう予定があるのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 一点目の浜町交差点の選定についてでありますけれども、議員おっしゃるとおりに、あそこら辺交通量が非常に多いということと、それから警察関係の方では、駅前の丸の内付近にも数基取り付けしております。29年度秋頃でしたか、そこら辺も考えたんですけども、そこら辺には警察の方で付けているということなので、それに併せて、あそこ花火のメインのところなってますので、そこら辺も併せて選定したということでもあります。2点目の今後の設置数どうするかというのですけれども、まずその交通量が多い、またあの人の行き来が多い場所などを選定して、必要であれば検討していくということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（金谷道男） いいすか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） そうすれば、無いようですので、これにて質疑を終結いたしたいと思います。

1時間、経過しましたので、暫時休憩します。

---

休憩（午後2時08分～午後2時15分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。先ほど申し上げましたとおおり、市民課の方に質疑があるということですので、変則ですけれども、なんとか、ということで、はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） ご配慮ありがとうございます。すみません。ちょっとうっかりよく見てきたところがあったわけですが、私ねいつもマイナンバーカードについては、なにかと系統的にいろいろ考えを持って、意見を述べてきたところですが、ちょっと今回の予算の関係で、前年とほぼ同様、若干増やしての予算措置なってますけれども、まず現在のこのマイナンバーカードの普及率、どのようになっているかというところ、お知らせ願います。それからですね、これまで大体28年の4月1日から始まったやつで、3年目になるわけですが、その準備経費なども含めまして、およそまず3,700万使っているわけですね、決算ベースでね、それで今回の29年度の予算



と29年度の決算見込みというのが、いったいどれくらいなのか、そして、その中に繰越金というもの、あるいは残額というか、所謂不用額というふうなものが、出るそうした状況があるのかどうか、29年度の決算見込みに関して教えていただきたい。なぜ、こんな事を聞いたのかというと、普及率とかかった投資、経費との関係で、費用対効果をどのようにご覧になっているのかというふうなところを知りたいというふうな事なんです、まず二つ三つ聞いてから、申し訳ない。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） まず、マイナンバーカードの普及率というのか、申請率の数字がございまして、直近、30年の2月28日時点で、8.8%となっております。それから29年度の決算見込みでございまして。

大変お待たせしました、29年度全体での決算見込額が702万4千円ぐらいと見ております。現在が請求見込みということで来ておりますのは、それで、2回に分けて来ておまして、一回目は29年の5月に来ております。これは確定ですけれども、335万円です。この支払いにつきましては、28年度から29年度の方に繰越明許費ということで、664万2千円が繰越しております。ここでの不用額が330万7千円となっております。そして、まだ支払っておりませんが、もう一つ、この4月の中旬に来る予定なんですけれども、その見込みが386万9千円ございまして、今年度の当初予算が958万3千円ですので、大体不用額が570万ぐらいになると思っております、大体不用額が大変多くなっております。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） まず、全国的にも普及率というのは、10%程度というふうな言われている中で、8.8%というふうなことで、なかなかかなりお金をかけている割には、普及している訳でもないんだけど、政府の方はご覧のように、今年もなんとか500万枚ぐらいは新しく作らせたというふうなことで、言っておられるようなんですが、これの利活用というふうなことになるれば、さしたるこの紙の通知カードと提示するこのプラスチックカードとあんまり差はないわけで、利活用の面での利便性というふうな面では、ほとんどないわけですが、そういう意味では、費用対効果は市民の側にとっては、ほとんど感じられないというふうなのは私の印象であります。そして、私が一番ちょっと疑問に思ったのは、すべて国からくる、県を通じた補助金です、この財源は、ほとんどが、財源がまず県費で、県費補助というふうなことになってんですけど、

これがね最終的に次年度への繰越というふうなことで、残した他に、先ほどあった不用額というふうなことでな、なる600万も800万も、これ過去に遡れば、ものすごい不用額、残額として不用額出してんですよ、補助金ってなんか、いろんな事業見れば、補助金というのは、事業の確定に従って、まずいただくものなんだと思うんだけど、どうもこの不用額として、しっかりと一般財源の残り分に寄せることにできる財源になっているなというのが、実に理解が出来なかったんですけれども、そういうふうな意味でなんかこう市民にとって、あんまり望んでもいないものをじゃんじゃら国の方からは、どんどんお金よこす、使い切れなくて、返さなくていいっていうふうに言われているものかどうか分かりませんが、市の財源に入れてると、これが実態だと思うんですけれども、その辺の認識は、私、間違っているでしょうか、ちょっと聞きたい。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） ただ今、議員おっしゃるとおり、すべて国から県を通して、財源が入ってきますけれども、あくまでも決算で、歳出した分だけが、入ってきますので、予算上で不用額なっておりますが、実際に財源もその分入ってきてますので、多くの国からの県からの財源が残っているような状況でございません。予算上だけの不用額で、財源は入っておりませんので、あくまでも支払った分しか、市の方には入ってきておりませんので。

○委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） けっこう残額として、28年度の決算残額としてね、28年度ね、決算の不用額として残額、これ28年度ですよ、896万、決算は1,294万、この時は準備金でしだったので、それでね、29年の繰越が664万2千円つうなことで、残額が出てくるというふうなところがちょっと私には理解できなかったもんですから、いずれでもまず、補助金としては、その分しか入っていないということ、はい、分かりました。

○委員長（金谷道男） いいすな。これにて市民課の方の質疑を終結いたします。

---

○委員長（金谷道男） 次に、消費生活センターの所管する予算の説明をお願いします。  
俵谷所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） まず、説明補助員として同席しております職員を紹介いたします。消費生活班班長、板垣主幹です。

それでは、議案第45号、平成30年度 大仙市一般会計予算の内、消費生活センター所管に係る歳出の内容についてご説明いたします。

はじめに、7款1項5目12事業、消費生活相談対策事業費につきましては、主な事業説明書でご説明いたします。主な事業説明書の3-12ページをご覧ください。7款1項5目12事業の消費生活相談対策事業費は559万8千円でございます。財源につきましては、県支出金が471万6千円で、その内訳は地方消費者行政推進交付金445万8千円、地方消費者行政強化交付金25万8千円、一般財源として88万2千円を見込んでおります。この事業の目的及び目標といたしましては、年々複雑化する消費者トラブルに対応するため地方消費者行政推進交付金並びに新たに創設された地方消費者行政強化交付金を活用しながら、相談窓口の機能強化を図るとともに、消費者教育や啓発活動の推進により、消費者被害の未然防止に努めて参ります。また、相談の早期解決を図るため、1件の相談にかかる相談回数を2回程度に抑える事を目標としております。これまでの実績と成果としましては、平成23年度に「消費生活相談室」が設置されて以来、専門の相談員2名を雇用しており相談に対応すると共に、多様化する相談内容に対応できるよう、国民生活センター等が実施する専門研修に積極的に参加いたしまして、窓口の機能強化に努めております。資料の中程に、平成23年度からの相談件数の推移と28年度の相談内容の表を載せておりますが、相談件数は、ご覧のとおり右肩上がりに増加を続けている状況となっております。相談の内容につきましては、架空請求や出会い系サイトのトラブル、ネット通販のトラブル、ひかり通信・プロバイダ契約など通信関連のトラブルが多くなっております。これらのトラブルや被害を未然に防止するため、大仙市消費生活推進員12名おりますが、推進員と共同で、町内会や各種団体を対象とした出前講座を開催しており、また、コミュニティFMを活用して最新の情報提供や注意喚起なども行っております。問題・課題 といたしましては、特殊詐欺被害や消費者トラブルから高齢者を守るために、出前講座やFMはなび、市の広報紙等を通じて注意を促すとともに、最新のインターネット関連トラブルにも対応できるよう、研修会への参加等により職員の対応力の強化にも努めて参ります。

平成30年度の主な事業の概要といたしましては、専門相談員2名の配置事業費として441万5千円を計上しております。これは、多様化する消費者相談に迅速に対応するため、専門相談員2名を継続雇用して窓口の機能強化を図るもので、スキルアップのための研修会への参加経費等も含んでおります。

次に、消費者講演会・消費生活出前講座等関連経費88万1千円につきましては、消費者トラブルを未然に防止するための啓発活動や消費者教育を推進するための経費として、毎年5月の消費者月間に開催している消費者講演会や消費生活推進員12名との協働による出前講座、コミュニティFMの活用経費等となっております。

最後に、特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業費30万2千円につきましては、大仙警察署と協同で実施しております、特殊詐欺等電話撃退装置の無料貸出事業を来年度も継続して実施し、引き続き高齢者世帯の詐欺被害防止を図るため、貸出件数の増加に対応できるよう、在庫台数を追加を図るものでございます。現在のところ、申請件数88件、実際に現在設置されている台数は75件となっております。

次に、「平成30年度当初予算概要」の方をご覧いただきたいと思います。平成30年度当初予算概要の10ページ、最後のページになります。7款1項5目50事業、消費生活対策費負担金につきましては、秋田県都市消費者行政協議会負担金、これが5千円、これは各市一律5千円となっております。それから、東北都市消費者行政協議会負担金、これは、人口割が6,400円、均等割4千円、合わせて1万400円となっております。これらは、秋田県及び東北の消費者行政職員の研修等を目的とした協議会の負担金でございます。東北都市消費者行政協議会負担金の人口割につきましては、人口1万人につき800円ということでございまして、大仙市の場合は人口8万人として算出されておりますので、6,400円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議いただきますよう、よろしくお願します。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 相談件数が年々増加してきておるようではございますけれども、たまたま来庁して、かなり怖い方々まで、来て、いろいろそれに対応しておられる場に、ちょっと出くわしたことがあるわけですが、話の内容は聞いておらないですが、いずれ非常に一歩間違えば危険な、身の危険も感じるような、そういう部署だということで、女性の皆さんお二人が確か嘱託等の方々で対応されておられるんだと思うんですが、これからのそうした生活相談の職員の対応、役割というのが、かなり専門的で、またちょっと強面までいなくてもいいけど、若干それに熟知した本当に専門的な対応力、知識そういうのを持った人のね、専任配置というふうなものが必要になってきているというふうに私は思って、日頃思っています。その辺、最近の相談内容、なんていうか日常的に法律相談やっているような場所だせば、そこら辺ちょっと、最近の状況、どのようにお感じになってます。

○委員長（金谷道男） 俵谷所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） 件数は年々本当に増加しております、その内容も本当にいろんな、高齢者の方も、インターネットやっておられるので、本当に様々な相談がございます。中には今議員がおっしゃいましたとおり、ちょっと声の大きい方がいらっしゃったりすることもあります、相談員の嘱託職員2名おりますが、相談員、毎年、そういう様々な研修、国の消費者庁、国民生活センターが行っております研修に参加して毎年、スキルアップ図っております、どんどん上達しておりますので、そういう対応困難者への対応の仕方とか、そういう多岐にわたる研修が、国の方でありまして、それに参加しておりますので、今のところは何事もなく対応しているということでございます。確かにその問題も複雑になってはいますが、それに伴って相談員の対応力も増しておりますので、今のところは当面二人の相談員で対応できると考えております。

○委員（佐藤文子） 高齢者の方の通販かなり大量にあっちこちから買い込む高齢者の方が増えてきているというふうな中で、その高齢者の方の状態が認知症になりかかっているというようなそうしたケースもだんだん出てきていて、買い捲るお年寄り、そうした状況も出てきておりますので、少し関係課との連携も考えながらの対応を進めていきたいというふうに私は思います。

○委員長（金谷道男） 所長。

○消費生活センター所長（俵谷憲朗） 今、議員のご指摘のありましたとおり、高齢者、特に一人暮らしの高齢者の場合、記憶も定かでないというような方の、そういうネット

通販で契約してしまったと、娘さんや息子さんが家に実家に帰ったときに、それを発見して、家族から相談にこられるというケースも確かに増えております。今、大仙市消費者被害防止連絡協議会という団体を消費生活センターの方で立ち上げておりまして、警察署、社会福祉団体等福祉部局も含めて、そういう連携をとりまして、そういうケースがあったら是非連絡下さいという、横の連絡を強化して、今、そういうケースを早期に発見できるように努めているところでございます。

○委員長（金谷道男） いいすな。はい、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて消費生活センターに関する質疑を終結いたします。

以上で、平成30年度大仙市一般会計予算の内、市民部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にを行います。

---

#### 【議案第46号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第46号、「平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第46号、平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。主な事業の説明書は3-13ページとなります。

平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、79億3,414万3千円とするものであります。前年度より、26億5,833万3千円の大幅な減となっておりますが、この要因でございますが、事業説明書4のアクトをご覧くださいと思います。制度改正によりまして、4月から本事業の県単位化が施行され、秋田県が国保財政の運営責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、県内市町村からの事業費納付金と国などからの公費を財源に市町村の保険給付費全額を交付することとなりますが、これまで、市町村が支払っていた後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、今度は秋田県全体分を県が支払うこととなります。また、高額医療共同事業、保険財政共同安定化事業は廃止となるため、このような大幅な減となっ

たものでございます。なお、市町村においては、これまでどおり、窓口業務を中心とした役割を担い、国保税の賦課・徴収業務と資格管理、給付業務を継続して行うものであります。

それでは、予算内容についてご説明いたします。当初予算概要市民部の3ページの方をご覧いただきたいと思っております。少し数字が小さくて申し訳ございませんけれども、県単位化に伴って、予算科目が大きく変更となりますので、こちらをご覧頂きながら、別に配布させていただきました、市民課資料2の国保当初予算（案）概要にて説明させていただきます。

始めに、歳入になります。1款、国民健康保険税であります。税率は現行税率として、課税所得は、農業所得が豪雨災害や日照不足の影響があったことなどから、平成29年12月時点の約9%の減とし、被保険者数は一般退職合わせて、29年度見込みより1,170人減の17,974人、世帯数は、11,053世帯と見込み積算しております。前年度より1億3,052万7千円減の14億4,353万6千円を計上しております。2款、使用料及び手数料は、国保税の督促手数料として、107万1千円の計上であります。3款の国庫支出金であります。平成30年度からは、秋田県への交付となりますので、予算計上はございませんが、災害に係わる交付金などは、直接市町村に交付される可能性もあるということで科目を残すこととしております。これまでの4款、療養給付費交付金、5款、前期高齢者交付金、これは、30年度からは秋田県へ交付となるため廃止となっております。6款から4款となる、県支出金でございますが、保険給付費等交付金のうち普通交付分は、歳出2款の保険給付費のうち、医療給付に要する費用が全額交付されるもので、57億177万2千円を計上しております。特別交付金分として、特別調整交付金、特定健康診査等に対する負担金など、1億1,088万4千円を計上しております。福祉医療基盤強化補助金は、これまでと同様、福祉医療制度、マル福ですけれども、これを実施していることによる国庫負担金の減額分の2分の1補助として、2,073万9千円の計上でございます。これまでの7款、共同事業交付金は、県単位化に伴って、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業は廃止となります。8款から5款となる、財産収入は、財政調整基金利子1千円を計上しております。9款から6款となる、繰入金は、6億3,125万4千円の計上で、全て一般会計繰入金であります。保険基盤安定化繰入金は、国保税の7割、5割、2割軽減に対する繰入金で、国・県が4分の3、市が4分の1負担するものでございますが、市の負担分につ

いては地方交付税措置となるものでございます。被保険者の減少にともないまして、前年度に比べ減額となっております。職員給与費等繰入金は、職員8人分と事務費等であります。県単位化に伴いまして、国保連合会への新たなシステムの委託料が発生したことなどにより増額となっております。出産育児一時金繰入金は、支払った出産育児一時金の3分の2を市が負担するものでございます。財政安定化支援繰入金は、国保税軽減世帯や、高齢者が多いことに対する支援で、これも地方交付税措置となるものでございます。基準外繰入金につきましては、現行税率で、県単位化に伴う県へ納付する国保事業費納付金の納付が可能であり、財政調整基金の取り崩しが必要ないと見込まれることから計上しておりません。次に、10款から7款となる、繰越金は、前年度同額の2千万円の計上であります。11款から8款となる、諸収入は、国保税の延滞金、不当利得、第三者行為の徴収金で488万6千円を計上しております。

次のページの歳出になります。1款、総務費は、人件費8人分と事務的経費の1億355万4千円を計上しております。2款の保険給付費は57億3,028万3千円の計上ですが、一般被保険者の療養給付費の一人当たりの伸び率を、過去4年間の伸び率の平均とし、70歳未満を3.97%、70歳以上はマイナス0.12%として、70歳未満を、年一人当たり23万589円と見込み、給付費32億3,479万6千円、70歳以上を、年一人当たり41万9,326円と見込み、給付費16億6,137万円、あわせて一般被保険者の療養給付費に48億9,616万6千円を計上しております。退職被保険者分は、被保険者数が少ないことから変動が大きいために、一般被保険者全体の一人当たりの伸び率である、5.57%として積算し、年一人当たり27万6,902円と見込み、給付費7,725万6千円を計上しております。一般分高額療養費には6億4,509万2千円、退職分高額療養費には1,059万4千円を過去の実績を勘案し計上しております。出産育児一時金は、1件42万円の50件分、葬祭費は1件5万円の150件分を、これも過去の実績をもとに積算し計上しております。一人当たり医療費は伸びておりますけれども、被保険者数の減によりまして、保険給付費総額は減額となっております。新規に3款として、国民健康保険事業費納付金、19億1,523万5千円を計上しております。これが、秋田県が算出した確定の国保事業費納付金額であります。次3ページに確定の算出表を載せておりますけれども、ちょっとご覧いただきたいと思いますが、先にご説明させていただきました仮係数での算出結果より、さらに国からの追加財源があったということで、納付金の額が減っております。



ます。県全体では、先にご説明した仮係数での算定より約8,900万円の減となっております。大仙市は、納付金額で約1,300万円の減となっております。2ページに戻ってもらってよろしいですか。この算出結果を基に、一般被保険者医療給付分が12億7,948万9千円、退職被保険者等医療給付費分が653万円、一般被保険者後期高齢者支援分が4億6,425万3千円、退職被保険者等後期高齢者支援分が321万6千円、介護納付金が1億6,174万7千円を計上しております。これまでの3款、後期高齢者支援金、4款、前期高齢者納付金、6款、介護納付金は、30年度からは秋田県の国保特別会計から支払うこととなります。5款の老人保健拠出金は、秋田県後期高齢者医療広域連合へ移管となります。次に、7款から4款となる、共同事業拠出金ですけれども、県単位化により、先ほどもご説明したとおり高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業は廃止となりますので、退職被保険者の対象者を把握するための、年金受給者一覧表の作成手数料1万円のみの計上となります。次に、5款、財政安定化基金拠出金であります。災害等のやむを得ない事情により国保税の収納不足が生じまして、国保事業費納付金を納付できなくなった場合、県財政調整基金が交付されることとなります。この場合、翌々年度に交付額の3分の1の拠出金が生じるということですので、平成30年度の予算計上額はございませんが、科目を新設するものでございます。8款から6款となる、保健事業費は、7,826万1千円であります。人間ドック助成は、対象年齢をこれまでと同様、35歳以上として、日帰り800人、宿泊80人を見込み計上しております。特定健診委託料は、受診者を6,500人と見込み計上し、40歳代にはこれまでと同様に、心電図、眼底検査の項目を追加することとしております。また、新たに糖尿病の重症化予防対策として、腎機能の状態が確認できる、血清クレアチニン、尿酸値の項目を追加しております。9款から7款となる、公債費は、10万3千円の計上であります。10款から8款となる、諸支出金は、5,669万6千円を計上しております。国保税の過年度還付金、国庫負担金等の精算返還金であります。退職被保険者の保険給付費に対し交付される療養給付費交付金、平成29年度予算までは歳入の4款でありましたが、この交付金は概算交付となっております。精算により返還が生じた場合は概算交付金との相殺という形で返還しておりましたが、30年度からは県への概算交付となるため、精算については市の歳出予算からの返還が必要となったために、返戻金を5千万円と、増額して計上しております。11款から9款となる、基金積立金は、基準外繰入を見込んでいないため、財政調整基金利子1千円の計上でありま

す。平成30年度末の基金の残高見込みは、2億2,831万7千円となっております。  
12款から10款となる予備費は、制度改革の初年度でもありますので、前年度より2千万円多い、5千万円を計上しております。

以上が、平成30年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算の説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 納付金と保険税収についてお聞きします。納付金は指定された保険税などと合わせて100%納めなければいけないというふうになっているというふうには伺ったんですけれども、保険税が、税収がいつも滞納が結構でるものですから、そういった場合に納付金100%納めるための手法として、これから、今回は基金だとかは、取り崩さなくて良いというふうのようなんですけれども、今後、収納率などとの関係で、どうなっていくのかちょっと教えていただければ。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 災害等に伴って、特別に収納率が落ちた場合は、先ほどもちょっとご説明いたしましたけれども、県の方からの基金の交付もあるようです。はっきりした算定はございませんけれども、ただ3分の1は市町村の持ち出しになるようなんですけれども、3分の2は交付となるということ伺っております。その財源を利用することも一つですし、後は、そこまでいかない普通に災害とかなくて、収納不足が生じて、納付金が納付できないという場合には、やっぱり基金、保有していますので、こちらを利用して納付するという形になると思います。

○委員長（金谷道男） いいですか。はい。

○委員（佐藤文子） 国保税の加入者及び世帯数、ぐんと千人も減っているわけなんですけれども、その要因、皆、社会保険に入っているのであれば、ありがたいわけなんですけれども、例年こんなに減るものなんですか。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） ここ4,5年まえから、以前は社会保険を退職が一番多かったんですけれども、喪失して国保に加入する方が、国保から社会保険へ加入する方も多くおまして、そんなに被保数は、減少なっておりましたけれども、大きくなかったんですけれども、ここ4,5年前から、それが逆転しまして、社会保険を止めて、国

保に入る方が、少なくなっております。その要因としては、やはり、定年延長、または再雇用によりまして、継続して社会保険に入っている、そういう方が増えていると思います。これは、全国的にも大変、そのような傾向が出ているようです。

○委員長（金谷道男） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第47号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第47号、「平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第47号、平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。主な事業の説明書は、3-14ページとなっております。

平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、8億9,761万6千円とするものでございます。前年度より5,067万9千円の増となっておりますが、後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであります。

予算内容につきましては、当初予算概要、こちらの5ページにて説明をしたいと思います。

はじめに、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料であります。保険料の賦課につきましては保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合で決定するものであります。保険料率でございますが、平成30年度は改定の年となっておりますけれども、

保険料率は、平成29年度と同じ、均等割額、3万9,710円、所得割8.07%と変更は無いということで、当初予算にも、この保険料率で計上しております。被保険者数を16,388人と見込み、特別徴収保険料現年度分に、3億8,522万4千円、普通徴収保険料現年度分に、1億6,509万6千円、普通徴収保険料滞納繰越分に124万7千円を計上しております。3款の一般会計繰入金、3億4,199万5千円につきましては、職員人件費、事務費、及び広域連合で決定する、保険料軽減の相当額を保険基盤安定繰入金として一般会計から繰入れするものであります。なお、保険基盤安定繰入金の4分の3は、県の負担金であります。5款の諸収入は、保険料還付金等386万7千円の計上であります。前年度より320万7千円の増になっておりますが、歳出の保険料還付金に対しての広域連合からの交付金、及び歳出の後期支援システム改修委託料に対する補助金の増によるものであります。

次に、下段の歳出でございます。総務費の内、職員人件費は、職員3名分で、2,026万6千円を計上しております。管理事務費は、消耗品・郵便料等、一般事務費、674万8千円を計上しております。前年度より174万4千円の増となっておりますが、広域連合と連携している後期の支援システムの改修委託料172万円が主な理由であります。徴収費は、保険料納入通知書、郵便料等、295万9千円を計上しております。2款の後期高齢者医療広域連合納付金、8億6,551万4千円は、保険料及び保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金分を広域連合へ納付するもので、広域連合での見込み額を計上したものであります。前年度より4,567万9千円の増となっておりますが、保険料の特例軽減の見直しに伴う増が主なもので、広域連合における試算では、大仙市の特例軽減見直しに伴う保険料の増は約2,500万円となっております。3款、諸支出金は、過年度保険料還付金を、212万9千円と見込み計上しております。前年度より、147万9千円の増となりました主な要因でございますが、平成28年12月に、厚生労働省から後期高齢者医療広域連合へ提供した保険料の軽減判定システム設計、この不備によりまして、軽減判定の誤りが判明しました。この件につきましては、平成29年5月上旬に総務民生常任委員会協議会でご説明させていただきましたが、全て対応が終わっておりますが、その後、厚生労働省から広域連合に配布した候補者の抽出するソフトに設計漏れがあったことが判明しまして、現在、秋田県後期高齢者広域連合で再抽出した候補者のリストを182人分ですけれども、税務課で調査をしているところであります。結果は今月下旬に出る予定であります。現在調査中ではありますが、ほとんど

が還付対象と見込まれますので、額につきましては、大変大まかな見込みとなりましたが、来年度早期に対応する必要がありますので、約130万円を見込み予算計上しております。このことが、増となった主な要因であります。なお、対象者数、還付額等、詳細につきましては、確定後に、早急に議員皆様にご報告、ご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上が、平成30年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。なお、参考までに去る2月21日開催されました、秋田県後期高齢者医療広域連合議会において議決された、平成30年度一般及び特別会計予算書の写しを配布させて頂きましたので、後ほどご覧頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 説明の中でありました、特例軽減の見直しというのは、具体的にどのように行われたのかということをお願いいたします。そして、もう一つはその見直しの影響を受ける人は何人で、総額で2,500万円ほどというふうにおっしゃったような、見ましたけれども、一人当たりの大体そういう負担増の額というふうなものを教えていただければ、ありがたいです。

○委員長（金谷道男） 佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 特例で軽減している税の軽減の段階的に今、廃止している状況でありまして、今、行っているのは、二つが対象となっております、一つ目をご本人の年収が153万円から211万円の方、これ約です。この方の所得割を、今まで5割軽減となっておりますが、平成29年には2割軽減、30年度には軽減なしということになっております。これに対しての影響なんですけども、広域連合の方に確認いたしましたところ、確実な数字はまだ出ていませんが、概算としましては、大仙市の影響は、612万円ほど、被保険者数と併せますと大体、1,390人くらいということになってます。これを一人当たりに直しますと約一人が4,400円位になります。もう一つが、元社会保険の被扶養者の方、ご家族の社会保険の扶養になっていた方です。この人たちの均等割の軽減です。これまでずっと制度始まってから9割軽減となっておりますけれども、平成29年度には、7割軽減、平成30年度には5割軽減、平成30年度には、本来の軽減ということで、本来の低所得者の軽減だけを見るということになっております。この影響でございますけれども、金額では、1,850万円ぐらい、

被保険者数では約2,300人、一人当たりが均等割39,710円ですので、7割から5割になりますので、この2割で見ますと、一人当たり7,942円が保険料が増えるという、単純に言えば、そういうふうな形になります。

○委員長（金谷道男） いいすかな。

○委員（佐藤文子） 分かりました。保険料の相当負担になると、思っていた以上に負担になるというふうなことが分かりました。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤文子さん。

○委員（佐藤文子） 議案第47号に反対の立場から討論を行います。反対の理由は、後期高齢者医療保険料の軽減策を見直しすることにより、保険料負担増となる予算であることが、明らかになったからであります。保険料軽減策の見直しは、政府の社会保障費、自然増分の削減の一環として、昨年から行われております。2年間で339億円も減額する見直しを行ってきているわけですが、後期高齢者の保険料は秋田県広域連合で決定するものの、その徴収事務は市が行うわけですから、高齢者市民の保険料の更なる負担増となる予算は認める訳にはいかないのであります。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、他に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方挙手願います。

（挙手 5人）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第51号】

○委員長（金谷道男） 次に、議案第51号、「平成30年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 平成30年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算にかかる事業内容についてご説明申し上げます。また、事業の説明は、平成30年度当初予算（案）主な事業の説明書市民部で行いますので、よろしく願いいたします。事業説明書3-15ページをご覧ください。

太陽光発電事業の1年を通した予算額は、1億2,121万4千円であります。アクト4をお願いいたします。30年度につきましては、推定売電量を、3,080,749 Kw/hと見込んでおり、収益見込み873万5千円であります。①の売電金額は、1億1,977万9千円、これは固定価格買取制度による買取単価36円と推定売電量から積算される金額であります。②のリース料金は、1億471万3千円、東京センチュリー株式会社との発電設備賃貸借契約に基づき、支払うことになる金額であります。月額では、約872万6千円となります。③の一般管理費は、533万1千円、柏台発電所の管理にかかる経費であり、電気主任技術者委託料のほか、発電状況やライブカメラによる施設監視システムの通信のための光回線使用料、消費税、その他除草作業、除雪作業に要する経費となっております。④の予備費は、100万円としております。⑤で、①から④により求められる収益見込み額が、873万5千円となります。事業実施により得られる収益については、予算書261ページにあるとおり歳出の、総務費で、温暖化対策基金積立金873万5千円として、基金に積立するものであります。特定財源は、その他の売電収入等1億2,121万4千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、高橋副委員長。

○副委員長（高橋徳久） まったくもって分からないままお聞きしますことをお許しをいただきたいと思います。まずこの柏台太陽光発電所というか、発電状況というのが出ております。これをみますとまず、28年度、29年度という拝見すると、29年度の方が、これが稼働率というんでしょうか、実績推定が低くなっているということですので、その分まず天気が悪かったという、単純に考えてよろしいのかという点、それと、まったくもって分からなくて大変失礼しますが、1億2千万まずかけて、1億ちょっとのほとんどがリース料と、変な話、純利益がたったのと言えば大変失礼かもしれませんが、1千万弱の873万5千円というものしかないという、考えた時に、変な話で

すが、そこまでこれをやらなきゃいけないのかなという疑問と、それからじゃそのもつと発電するための施設というのは、今後増やすような予定というのは今後20年間の契約の中で、現状維持のままで20年やるということで、これは契約されたのか、それとも発電する容量を増やすというのを目的にこれを始めたのかという点をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 一点目は、28年度と29年度のその売電量というか、その推定の減というのでよろしいですよ、それですが、やはり去年は、29年度は大雨による災害等あったとおり、天候の不純、またその東北電力さんの方で、停電期間がありまして、一定期間、その分の減が大きい要因があったということです。2点目が、柏台に作って、当初によりますと、市でやるという構想はなかったんですけども、柏台の地域が牧草地だったものですから、その部分の開発について、一事業者がやれないということで、その市の方でやって、リースしてやるような方向にもっていったと、その経費について、9百何万、今年度については、9百何万なんですけれども、実は28年度は、2,500万ぐらいの利益がありまして、順調な天候なんかによりますと、だからそれぐらいというか、8百万ぐらいが良いのかというようなことに対しても、その天候次第で、ちょっと上下動するので、その辺はご理解願いたいと思います。後は3点目が、20年間というのが、まず売電する単価ありますよね。今ご説明したんですけども、単価が36円なんですけれども、それが20年間ずっと変わらずに契約できるということで、今現在ですと20円くらい、固定価格でいくと20円くらいなっているんで、やっぱりその差額見てみると、これからやるということは、マイナスなったりするかもしれないので、今のところの今後の予定としては、ございません。その状況によってということでもあります。

○委員長（金谷道男） いいか。はい、副委員長。

○委員（高橋徳久） 分かりました。そうすると今、20年前の契約というか、でやっているんで、単価はそれを維持して、まずやっているのと、2年前ですか、2年前の契約でやっているということなので、新規に新たにその別の面積で契約するつもりはないので、その事業をこれ以上やるという、増やすという予定はないというふうなことでよろしいでしょうか。



○環境交通安全課長（田口禎幸） 議員おっしゃるとおり、今現在のところ、見合ったような利益があるという、みあったようなことが現在ございませんので、当面のところはないということであります。

○委員長（金谷道男） いいですか。他にございませんか。はい、佐藤隆盛委員。

○委員（佐藤隆盛） 36円しけども、こさ38円とあるけども。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） すみませんこれ書き方がちょっと悪くて、36円×1.08の消費税分と書けばよろしかったんですけれども、かけ算して、申し訳ございません。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 私は、あそこを毎週通ってます。毎週見えます。夏の草ぼうぼうの時期、冬の雪の被った状態、現実問題、草刈、これは本当に年に、時期に一度くらいは、ようやく一回転出来るだろうかというくらいのところまでぼうぼうとなって、管理される方、あれとあれの間を縫って除草というのは機械では到底難しく、除草機ではやるでしょうけれども、大きな機械で除草するというのは難しいんですが、広大な面を除草する作業というのは、大変で現実この収入でもって、この維持管理費にそうした除草等に充てるというのは、非常に実際なかなかやられてないというふうに見ているのが、私の、もう一点は、冬は冬で今年のように、ものすごい雪の量が多いですので、太陽光ガラスまで雪がみんな届いているもんですから、あれは日が照れば、わりとたらたら流れるんですけれども、下にある雪がつかえになって落ちないんですよ、だからみんな貯まってんですよ、そういうふうなことで、せっかく真冬はほとんど、この発電量は期待しないという、当初作った時に、そんな話は確かにあったんですけど、現実にはちゃんと光が当たれば、発電しておりますので、本来はそういう管理の面で、しっかりと雪払いが行われていればね、もうちょっとね、できるんじゃないかなと、そういうふうな意味で、もったいないなというふうに思ったりしたものであります。どうでしょ。

○委員長（金谷道男） 田口課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 議員おっしゃるとおりに、やはり東北の雪国深い秋田ですので、しかも大仙市というところで、豪雪地帯でもあります。やはり早め早めに対策して行けばいいところなんでしょうけれども、今年みたいに、また豪雪なってしまったこともありまして、まず草刈にしても、除雪にしても、予算に計上してあるとおりに、

柏仁会の方、隣にある施設あるんですけども、その方達と契約を結びまして、除草、あとは除雪はしております。頻繁に綺麗に毎日毎日というわけにはいかないのですが、今年は苦肉の策として、計上した予算もありますので、そこも使ってしまいまして、うちの方の職員も借り出して、今年は除雪しておりますので、今後、これでちょっと経費足りないということであれば、予算も少し嵩上げして、除雪、除草の方に回していきたいと、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷道男） いすかな。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩いたします。議案第36号及び議案第45号の2件については、休憩後に討論と採決をおこないますので、それに係わる職員の方以外は、退席をお願いいたします。

---

休憩（午後3時24分～午後3時42分）

---

○委員長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議案第36号、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に、議案第45号、「平成30年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。佐藤文子委員。

○委員(佐藤文子) それでは議案第45号平成30年度一般会計予算に対する反対討論を行います。今回の反対の理由は、私たちが一貫して反対して参りましたマイナンバー推進予算が計上されているからであります。マイナンバーカード交付事業は、3年目を向かえますが、準備経費を含め、これまで約4千万円以上を投資してまいりましたが、一方で普及率は、依然として8.8%に留まっております。国民の間には、個人情報の漏洩や紛失など、マイナンバー制度へのリスクへの強い不安があります。この1月からは、銀行や郵便局の預貯金口座にマイナンバーを登録する制度が任意ではありますが、始まっております。恐れていたプライバシー漏洩の心配が現実となり、ずいど社会保障の個人情報を国が一括管理することの、その危険性は一層増しており、賛成できるものではありません。以上を申し上げて反対討論を終わります。

○委員長(金谷道男) 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は挙手により行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

(挙手 5人)

○委員長(金谷道男) 挙手多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(金谷道男) 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長(金谷道男) 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

#### 【閉会】

○委員長(金谷道男) 以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後 3 時 4 5 分 閉会

---

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長